

北海道科学大学転学部・転学科規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）学則第34条に定める転学部・転学科（以下「転学部等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(転学部等の条件)

第2条 転学部等を出願できる者は、出願時点で在学年数が通算3年未満の者とする。ただし、在学年数には休学期間を含めないものとする。

2 前項の規程にかかわらず、一度転学部等を許可された者は、再度出願することはできない。

3 前2項の規程にかかわらず、薬学部及び保健医療学部への転学部等は、原則として認めない。

(転学部等の時期)

第3条 転学部等の時期は、年度の始めとする。

(意思表示)

第4条 転学部等を希望する者は、前期又は後期履修登録期間終了までに、所定の転学部・転学科意思表示届を在籍学科の学生支援センター主任に提出し、受け入れ学科が指定する科目を他学科配当科目として履修する。なお、受け入れ学科は受け入れの可能性について審査を行い、その結果を学生支援センターを通して転学科希望者に示す。

2 前項の規程にかかわらず、入学した年度の前期には意思表示届を提出することはできない。

(出願時期)

第5条 転学部等の出願時期は、後期終講時とする。

(出願書類)

第6条 転学部等を出願する者は、次の各号の書類を所定の期日までに教務課に提出する。

(1) 転学部・転学科願書（本学所定のもの）

(2) 転学部・転学科意思表示確認書（本学所定のもの）

(転学部等の審査、許可及び許可人数)

第7条 転学部等の審査は、受け入れ学科が書類審査及び所定の試験の結果に基づき行い、教授会の議を経て学長が許可する。許可人数は当該学科の教育に支障のない範囲で若干名とする。

(転学部等年次及び既修得単位の取り扱い)

第8条 転学部等年次は、受け入れ学科の進級基準によるものとし、既修得単位の取り扱いは、学生支援センターによる審査のうえ、教授会の議を経て学長が決定する。ただし、専門教育科目については、同一学部内における転学科の場合のみ、受け入れ学科の教育課程に読み替えることができるものとする。

(手続)

第9条 転学部等を許可された者は、所定の期日までに必要な手続きをしなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成23年10月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学生については、なお従前の転学部規程を準用する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。ただし、2021年度以前の入学生については、なお従前の例による。